

身元調査には協力しないようにしましょう！

～「しない」「させない」「許さない」～

県内の多くの自治体では、各家庭にステッカーを配布し、「身元調査おことわり」運動を進めています。それぞれの家庭で、そのステッカーを玄関等に貼って運動に協力し、差別のない社会の実現のために努力しています。



伊予市が配布している
「身元調査おことわり」ステッカー

1 「身元調査」とは

各個人の「素性」や「身上」について調べること。つまり、調査会社、個人、企業などが、出身地（本籍地）、家系、家族構成、居住環境、素行などを、戸籍謄本などの証書や聞き込み調査などの方法で調べることです。例えば「結婚するときは相手を調べ

ておかないと」とか「就職の際、履歴書などの書面や面接で、本人の能力や適性に関係ないことを聞かれた」などの事例があります。

あなたは、結婚に関わる身元調査に協力しますか？



人権問題に関する市民意識調査結果（2008年伊予市調査）より

上のグラフをみると、20～40歳代で約5割前後の人が、また、50～70歳代では約3～4割の人が「協力しない」と回答している反面、まだまだ多くの人が「協力する」「わからない」と回答しているのも事実です。

2 なぜ「身元調査をしてはいけない」のでしょうか

日本国憲法第14条に「すべての国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的経済的又は社会的関係において差

別されない」と明記されています。

人間は誰しも、生まれるところや親を選んで生まれてくることはできません。特に同和問題では、社会的に差別がつくられ、そこに生まれたというだけで差別を受けているのです。

身元調査という行為は、本人の知らないところで「素性」や「身上」を調べるため、重大な人権侵害にあたります。結果的に、そこで得た情報が結婚や就職等に悪影響を与え、差別につながっていくのです。どんな内容にせよ、直接聞けないから周りに聞くのです。結婚であれ、就職であれ、知りたいことがあれば本人に堂々と聞けばいいことであり、聞いて相手が困ること、苦しませることは聞くべきではありません。

この機会に、身元調査という行為に潜む偏見や差別心に気づき、お互いの人権について考える機会にしてほしいと思います。

【参考】

「就職差別につながる

おそれがある 14 事項」

就職の採用選考の際に、次の 14 事項のような本人の能力や適性に関係ないことを条件にすることは禁じられています。

これらを書面に書かせたり面接で聞いたりしてはいけません。

- ①戸籍謄(抄)本の提出
- ②社用紙の使用 ③身元(家庭)調査
- ④家族の職業・続柄・健康
- ⑤家族の地位・学歴・収入
- ⑥家族の資産 ⑦住居状況
- ⑧宗教 ⑨支持政党 ⑩生活信条
- ⑪尊敬する人物 ⑫思想
- ⑬本籍・生まれ育った場所
- ⑭生活環境に関する作文

3 身元調査を「しない」「させない」「許さない」

みんながお互いに人間の尊厳や権利を尊び、差別や偏見のない社会をつくるためには、結婚差別や就職差別などあらゆる差別に深く関わりのある身元調査を「しない」「させない」「許さない」ことが大切です。

あなたのところへ身元調査に来たら…

次のように毅然とした態度で対応しましょう。

- それを聞いて、どのようになさるんですか？
- その質問にはお答えできません。その玄関に「身元調査おことわり」のステッカーを貼っているでしょう？
- そういうご用でしたら、直接本人に聞かれたらどうですか？何なら近くですので御案内しましょうか？
- 私の市（町）には差別を許さない条例があるので、どこへ行っても身元調査には答えてくれませんよ。
- あなたがしていることは、差別につながる恐れがあることです。あなたを差別者にしたくないので、どうぞお帰りください。